

岩手県告示第570号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年7月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社曙建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区伊手字下浅倉134番地2
 - ウ 代表者の氏名 高橋文一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2617号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年7月9日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年7月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北日本設備工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字橋本82番地
 - ウ 代表者の氏名 紺野信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4306号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年8月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社堀間組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上飯岡15地割99番地3
 - ウ 代表者の氏名 堀間重彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第4523号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年7月31日付けで土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年7月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社留場建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字野沢64番地46
 - ウ 代表者の氏名 留場茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第6721号
 - (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年7月18日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道

施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成24年8月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社横濱建設

イ 主たる営業所の所在地 二戸市安比字上大築平22番地3

ウ 代表者の氏名 横濱一二三

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第6906号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年8月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成24年6月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉技建

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字橋本235番地

ウ 代表者の氏名 千葉恭市

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第7004号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年6月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成24年7月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高柳工務店

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館第60地割21番地

ウ 代表者の氏名 高柳勝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9830号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年7月19日付けでとび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成24年7月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社双葉設備アンドサービス

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ三丁目7番37号

ウ 代表者の氏名 小笠原敏之

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第20073号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年7月26日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成24年8月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸紅造園

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字境田57番地13

ウ 代表者の氏名 畑山紅

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第80048号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年7月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成24年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸竹興業

イ 主たる営業所の所在地 二戸市米沢字下平101番地24

ウ 代表者の氏名 竹原幸夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第150036号

(3) 処分の内容 土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年6月11日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成24年7月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 飯坂建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区古城字千刈田181番地

ウ 代表者の氏名 菅原秀子

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第60108号

(3) 処分の内容 大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年7月27日付けで大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。